

## 科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）研究成果報告書

平成25年04月09日現在

機関番号：32675

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2011～2012

課題番号：23653136

研究課題名（和文）民意の形成と反映に関する理論的実証的研究

研究課題名（英文）Theoretical and positive research on forming and reflecting the will of the people

研究代表者

石坂 悦男（ISHIZAKA ETSUO）

法政大学・社会学部・教授

研究者番号：10007817

研究成果の概要（和文）：現在の議会制民主主義の下で民意の形成と反映を十全に可能ならしめるには、制度による民意の形成と反映、運動によるそれが不可欠であること、とくに選挙制度の在り方として得票率と議席獲得率の乖離が最小になる制度が必要である。この点小選挙区制は最も適切でない。他方運動による民意の形成にとっては、住民投票、タウンミーティング、示威運動、自由な選挙運動が保障されること、メディアの自立、適切な情報提供等の社会的責任が欠かせないことを究明した。

研究成果の概要（英文）：We have come to the following conclusions; It is a precondition of parliamentary democracy that every citizen can get an equal chance to participate in discussion on any important policy/agenda through town-meetings, resident assemblies etc. and then more attention should be paid to minority opinion. As to reflecting the will the people, first of all, a most suitable election system should be introduced. The existing system, the small-district system, should be changed to the proportional representation system. Secondly, direct movements such as local referendums, town-meetings, demonstrations and making use of Internet for election campaigns are essential to the present parliamentary democracy.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
交付決定額	2,700,000	810,000	3,510,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：社会学・社会学

キーワード：民意、住民投票、議会制民主主義、インターネット世論、小選挙区制、ポピュリズム、引き下げ民主主義

### 1. 研究開始当初の背景

国民主権原理に立脚する民主政においては社会的合意形成とその結果が社会的決定に反映されることが不可欠であり、それによって統治権の主体と個々人との一体化が確保され主権者である国民の政治参加の実現が真に図られるのであるが、現実はそのような

状態には程遠い状況にある。現在、議会制民主主義の下では民意を反映させ社会的合意を形成する場としての議会が重要な役割を担っているが、実際の議会運営では実質的な討論が十分に行われないうまま多数決により法律や政策が決定されている。他方議会外においては支配的なマスメディアの争点設定が強く作用しており、多様な情報や意見が取

り上げられず、それによって民意の形成が大きく左右されている。国策に関する報道が大々的になされる反面、ナショナルな重要な問題ではあってもローカル問題に矮小化され報道されない傾向が強くみられる。

また、議会制民主主義において民意の形成と反映の制度として中心に位置する選挙制度に関しても、現行の小選挙区制は得票率と議席獲得率との大幅な乖離にみるように民意の形成と反映の制度的保障の観点からみて多くの問題を抱えている。

議会制民主主義の機能不全、政党活動や大衆運動の停滞、マスメディアの世論誘導機能の増大等の状況下で、主権者である国民の意思・民意の形成と反映がますます困難になっている現在、代表制民主主義・議会制民主主義の在り方が問われている。現在民主主義をめぐる上記のような今日の問題状況下において、民意の形成と反映をいかにして十全に可能になるか。本研究は、このような現状認識と問題関心からスタートした。

## 2. 研究の目的

代表制民主主義においては主権者である国民の意思が政治に反映することを前提とする。民意は政治に対する審判や評価を下す社会的規範の役割を担っている。民意は政府や自治体の行政や国会・議会の運営、司法の在り方等に関する行為の妥当性を主権者の権利・利益との距離でかかるツールとみなされる。

代表制民主主義・議会制民主主義においては、民意の形成と反映の場としての議会が重要な役割を担っている。議会における公開の自由な討論を通じて、諸々の利害や主張が互いに提示され統合される過程とその過程が公開されることによって主権者である国民（選挙民）に対する問題提起的な機能が不可欠である。しかし民意の形成と反映における議会の役割機能の重要性和同時に、議会外でのそれをも重視されねばならない。とりわけ代表選出過程である選挙制度やメディアの役割の重要性を注視する必要がある。

従来の民主主義論では民意の反映に焦点が当てられ民意の形成は論じられることが少なかったが、反映されるべき民意がいかに形成されるかについても、特にメディアの役割との関係においてより深く探究されねばならない。

本研究は、社会的合意としての民意の形成と反映を社会過程と捉え、制度と運動の両面から、すなわち議会・メディア・市民（住民）運動（住民投票など）の相互作用として捉えて、選挙制度の再検討、議会制民主主義の機能不全の克服、メディアの社会的役割等、民意の形成と反映の在り方、その社会的条件の

探究を通して、主権者としての国民の政治・社会的合意形成の可能性とその実現について考察し、民主主義の成熟の課題に応えることを目的とするものである。

## 3. 研究の方法

民意の形成と反映に関して、これまでその個々のレベル、すなわち選挙制度、議会における審議過程、政府の政策宣伝、住民投票、マスメディアの世論調査報道等々の分析に焦点が当てられてきたが、本研究では民意の形成と反映を社会過程（プロセス）として捉え、これら個々のレベルの課題を制度と運動の両面からとらえ、その構造に着目し、現在民主主義の下での民意の形成と反映の問題を事例分析を通して明らかにする。そのため現在民主主義、特に代表制民主主義、議会制民主主義の当面する問題を理論的に解明すること、民意の形成と反映の実態を事例研究を通して実証的に把握すること、そのため国策と地域課題を抱えている地域（岩国市、沖縄、横須賀市）に焦点を当て、住民投票をめぐる運動を分析する、またインターネットの選挙利用と世論の分析をその先進事例としての韓国における実態を調査分析する。具体的には、（1）民意の形成と反映に関する理論の再検討、代表制と議会制民主主義、平等主義と多数決原理、討議民主主義の可能性の再検討等々。（2）民意の形成と反映の実態の調査分析、住民投票条例制定運動と住民投票の分析、基地問題を抱える岩国市、沖縄県名護市、横須賀市における実態調査、（3）民意形成と反映におけるメディアの役割機能の分析、インターネットの選挙利用の事例実態調査（韓国ソウル市長選）、（4）実態調査結果を踏まえた理論化。

本研究は、社会学・政治学・法学・メディア論・ジャーナリズム論等々を総合した学際的なアプローチに依拠して取り組まれる。

## 4. 研究成果

現在の議会制民主主義の下で民意の形成と反映を十全に可能ならしめるには、制度による民意の形成と反映、運動によるそれが不可欠であること、制度に関してはとくに選挙制度の在り方として得票率と議席獲得率の乖離が最小になる制度が必要である。この点小選挙区制は最も適切でなく、ウエストミンスター・モデルとして知られているイギリスにおいてもその再検討がなされている。運動による民意の形成にとっては、住民投票、タウンミーティング、示威運動、自由な選挙運動が保障されること、メディアの自立、適切な情報提供等の社会的責任が欠かせないことを究明した。その成果は石坂悦男編著『民意

の形成と反映』(法政大学出版局、2013年3月18日刊、総頁313頁)にまとめているが、具体的には以下の通りである。

(1) 民意の形成と反映についての理論的検討の成果として、民意の代表者への公正かつ効果的な反映に関するこれまでの論議(純粹代表か半代表か、議会までの民主主義か行政権までの民主主義か等々)を継承しつつ、民意の実存や形成に着目し、市民の直接行動が民意の形成過程に有する意義、それが表現の自由等の人権論に収まりきらない価値を内包していることを示し、民主主義の質の向上にとって必要な条件が何かを明らかにした。さらに、理論的成果として、民意の過少と過剰という観点から、現代民主性論の問題性を再検討して、過少については公正かつ効果的な民意の反映を問う視点から小選挙区制の合憲性を論じ、過剰に関しては国民投票や首相公選制の問題性を析出し、これらの制度の積極的意義と併せてその限界を重視する必要を明らかにした。併せて、民意の歪みをもたらすもの(阻害要因)としての政治手法、民意の正確性・公正性を損なうそれ(「引き下げデモクラシー」など)を具体的事例を通して明らかにした。

(2) 民意の形成と反映の実態を事例研究を通して析出し、その問題解決の方途を示すことができた。その一つは熊本県の川辺川ダム工事の中止をめぐる住民の合意形成過程の事例分析である。大型公共工事をめぐる国と県、県と自治体、住民間の利害関係が複雑に絡み合っている中で、いかにして合意が成立し工事中止に至ったか。事例分析は、この複雑な合意形成過程において大規模な住民討論集会、県の積極的なイニシアティブ、地元メディアの適切な情報提供がオープンな議論を成立させる上で寄与したことを明らかにし、地域社会における民意の形成と反映のモデルを提示した。

また、地域社会における民意の形成と反映の実態に関する自治体の役割について、住民投票運動の視点からの事例分析を通じて、一つの試論(仮説)を明らかにした。岩国市、名護市、横須賀市における民意の形成と反映をめぐる実態調査を通して、民意の形成と反映の有力な手段と考えられる住民投票をめぐる成否が分かれる事情と問題が明らかにされた。

住民と議会の意思の乖離を住民投票で決着をつけようとする住民の運動が当の議会によって拒まれるケースにどう対応することができるかという問題をめぐって、住民投票条例制定の直接請求と代表制の統制、住民投票の法的拘束力等に関し論議を深め、民意の形成と反映の手段としての住民投票を活か

す条件を提起した。同時に住民投票条例制定直接請求運動自体が民意の形成と反映のプロセスとして意義があることが明らかにされた。

(3) 議会制民主主義の下で制度に拠る民意の形成と反映にとって中心的役割を担う選挙制度の在り方に関し、特に小選挙区制の問題点(小選挙区制と民意の阻害状況)を、2012年総選挙結果の分析を通して明らかにした。

(4) 民意の形成と反映の新たな回路としてのインターネットの役割機能を分析対象とした。その一つは、選挙におけるインターネットの利用の可能性と問題性について、先行事例である韓国の2011年のソウル市長選におけるインターネットの関わりに於いて実態調査をした。その結果、SNSは選挙結果を左右するほど強力であるが、SNS上で形成された民意については少なくとも意見の多様性を認め合いつつ討議を行うという段階には達していないことを実証した。選挙とインターネットの不可分性は不可避的といえる。韓国におけるインターネット利用の実態分析は、日本における選挙へのインターネット利用を導入するうえで多くの知見を与えている。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計7件)

- (1) 高作正博、「公共圏」をめぐる「公」「私」—表現の「場」におけるプライバシーの意義と限界、関西大学法学論集、査読無、62巻4・5号、2013、117-143.
- (2) 津田正太郎、国民的連帯の再構築とマスメディア：共感原理の可能性と危険性、社会志林、査読無、58巻4号、2013、57-75.
- (3) 石坂悦男、秘密保全法と情報公開、社会志林、査読無、59巻3号、2012、43-70.
- (4) 高作正博、日本における多文化主義の憲法理論—「権利の文化」から「文化の権利」へ、憲法問題、査読無、23号、2012、99-110.
- (5) 高作正博、議員定数訴訟の許容性、行政判例百選Ⅱ、査読無、6版、2012、452-453.
- (6) 丸山重威、[3・11]でマスメディアはどう変わったか、歴史教育・社会教育年報、査読無、2012年度版、2012、95-104.

(7) 丸山重威、「原子力神話」は安全か、歴史地理教育、査読無、792号、2012、32-38.

〔学会発表〕(計1件)

(1) 高作正博、コメント・日本法、比較法学会、2012年6月3日、京都大学吉田キャンパス.

〔図書〕(計1件)

(1) 石坂悦男、法政大学出版局、民意の形成と反映、2013年3月18日、313.

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

石坂 悦男 (ISHIZAKA ETSUO)  
法政大学・社会学部・教授  
研究者番号：10007817

### (2) 研究分担者

津田 正太郎 (TUDA SHOUTARO)  
法政大学・社会学部・准教授  
研究者番号：20434178

### (3) 連携研究者

高作 正博 (TAKASAKU MASAHIRO)  
関西大学・法学部・教授  
研究者番号：80295287

韓 永學 (HAN YOUNGHAK)  
北海学園大学・法学部・教授  
研究者番号：40364236

清水 真 (SHIMIZU MAKOTO)  
昭和女子大学・人間社会学部・准教授  
研究者番号：30386445

丸山 重威 (MARUYAMA SHIGETAKE)  
関東学院大学・法学部・教授  
研究者番号：50367265  
(2012年3月31日退職)